写

事　務　連　絡
平成 30 年４月 13 日

各飼料販売業者団体の長　殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）

ホームセンター及びペットショップ等で販売される硫酸コリスチン添加飼料について（依頼）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

抗菌剤が効かない細菌（以下「薬剤耐性菌」という。）による感染症の世界的な増加が懸念される中、我が国では、平成 28 年４月に策定した「薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン」に基づき、人と動物などの関連分野が協働して対策を推進しているところです。畜産分野において、抗菌剤は、動物用医薬品のほか、飼料の栄養成分の有効利用の促進を目的とした飼料添加物として利用されています。

農林水産省は、薬剤耐性対策の一環として、別添リーフレットのとおり、硫酸コリスチンの飼料添加物としての指定を取消し、本年７月１日から使用を禁止することとしています。このことについては、昨年 12 月に通知を発出し、飼料製造団体、各都道府県畜産主務課に対し、別紙１により硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料の製造を遅くとも３月末までに終了することや、関係者への周知をお願いしていたところです。

飼料添加物である硫酸コリスチンは、別紙２のように、うずら用等飼料にも添加されている場合があります。そのことも踏まえ、使用禁止まで３か月となりましたので、改めて、広く関係者に注意をお願いしているところです。貴会におかれましても、このことについて、該当する飼料を販売している可能性のある会員各社に対し周知いただくようお願いいたします。

なお、飼料販売業者の届出を受けている都道府県及び飼料製造業者の団体に対し、別紙３により依頼していることを申し添えます。

消費・安全局畜水産安全管理課
担当者：飼料安全基準班　古川、落合
代表：03-3502-8111（内線 4546）
ダイヤルイン：03-6744-1708
FAX 番号：03-3502-8275

別紙１

写

29 消安第 4917 号
平成 29 年 12 月 19 日

飼料製造団体の長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて（要請）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき感謝申し上げます。

薬剤耐性菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、我が国では、昨年４月に策定した「薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン」に基づき、人と動物などの関連分野が協働して対策を推進しているところです。畜産分野において、抗菌剤は、動物用医薬品のほか、飼料添加物として利用されていますが、家畜への抗菌剤の多用により選択された薬剤耐性菌は、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

農林水産省は、薬剤耐性菌に係るリスク管理を科学的知見に基づいて適切に行うため、本年３月に「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」（以下「指針」という。）を策定しました。指針ではヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤は、原則として飼料添加物としての使用を禁止することとしています。

農林水産省は、本年１月、食品安全委員会による食品健康影響評価において、「硫酸コリスチンは人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある。」と評価されたことを踏まえ、硫酸コリスチンの飼料添加物としての指定取消しに係る手続を進めています。具体的には、本年 12 月中に改正省令及び告示（※）の公布を行い、来年７月１日（以下「施行日」という。）に施行する予定です。

（※飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件
（昭和 51 年７月 24 日農林省告示第 750 号））

来年７月１日以降は、硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料（以下「コリスチン添加飼料」という。）を販売・授与のために製造・保存する、又は使用することは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に違反することとなります。

農家が、コリスチン添加飼料を施行日以降に誤って使用することを防止するためには、販売業者等の流通段階や農家段階の在庫が施行の日までに確実に解消されていることが必要となります。そのため、コリスチン添加飼料の製造を遅くとも来年３月末までに終了すること、さらに可能な限り終了を前倒しすることをお願いします。

なお、コリスチン添加飼料の製造を円滑に終わらせるためには、飼料添加物としての硫酸コリスチン（プレミックスを含む。）の製造についても早期に中止していただくことが重要であることから、飼料添加物の製造に携わる皆様にも、御協力をお願いしているところです（別添１参照）。

薬剤耐性は我が国だけではなく、世界的に対策に取り組まないといけない喫緊の問題です。国産畜産物に対する消費者の皆様の信頼に応え、また、家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様の御理解、御協力をお願いします。

なお、各畜種の生産者団体宛てに別添２のとおり注意喚起文書を発出するとともに、各都道府県畜産主務課長に対し、別添３のとおり管轄下の関係団体等への周知・徹底等を要請していることを申し添えます。

※別添１～３省略

写

29 消安第 4917 号
平成 29 年 12 月 19 日

各都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて（依頼）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき感謝申し上げます。

薬剤耐性菌による感染症の世界的な増加が懸念される中、我が国では、昨年４月に策定した「薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン」に基づき、人と動物などの関連分野が協働して対策を推進しているところです。畜産分野において、抗菌剤は、動物用医薬品のほか、飼料の栄養成分の有効利用の促進を目的とした飼料添加物として利用されていますが、家畜への抗菌剤の多用により選択された薬剤耐性菌は、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

農林水産省は、薬剤耐性菌に係るリスク管理を科学的知見に基づいて適切に行うため、本年３月に「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」（以下「指針」という。）を策定しました。本指針ではヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤は、原則として飼料添加物としての使用を禁止することとしています。

農林水産省は、本年１月、食品安全委員会による食品健康影響評価において、「硫酸コリスチンは人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある。」と評価されたことを踏まえ、硫酸コリスチンの飼料添加物としての指定取消しに係る手続を進めています。具体的には、本年 12 月中に改正省令及び告示（※）の公布を行い、来年７月１日（以下「施行日」という。）に施行する予定です。

（※飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号）
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件
（昭和 51 年７月 24 日農林省告示第 750 号））

来年７月１日以降は、硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料（以下「コリスチン添加飼料」という。）を販売・授与のために製造・保存する、又は使用することは飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に違反することとなりますので御留意いただくとともに、本改正内容について貴管下関係者に対する周知徹底に御協力をお願いします。農家の皆様へは別添のリーフレット等を御利用いただき、施行日以降はコリスチン添加飼料を家畜に給与できないこと、施行日までに在庫を解消するよう計画的な購入が必要であること等について周知していただきますよう御協力をお願いします。

また、施行日後、飼料安全法の遵守の徹底について、遺漏のなきよう対応方お願い致します。

薬剤耐性は我が国だけではなく、世界的に対策に取り組まないといけない喫緊の問題です。国産畜産物に対する消費者の皆様の信頼に応え、また、家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様の御理解、御協力をお願いします。

※別添省略

硫酸コリスチン添加飼料の例

表面

裏面

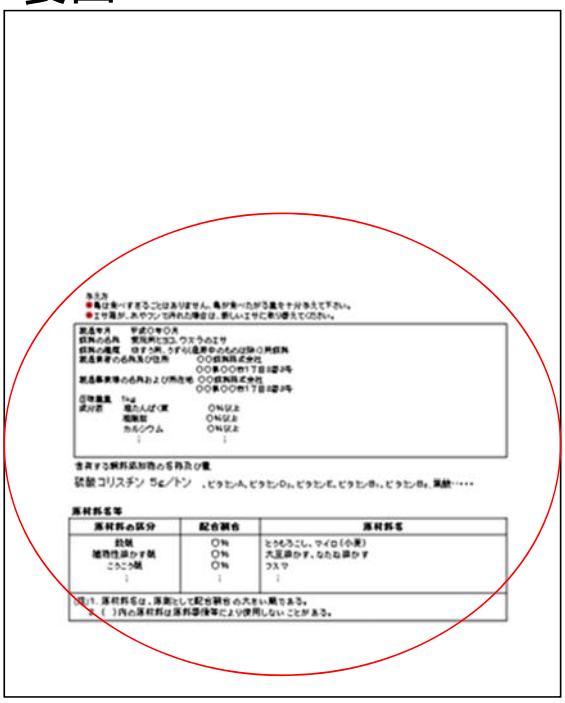

裏面の拡大

与え方
●鳥は食べすぎることはありません、鳥が食べたがる量を十分与えて下さい。
●エサ箱が、水やフンで汚れた場合は、新しいエサに取り替えてください。

製造年月　平成〇年〇月
飼料の名称　愛玩用ヒヨコ、ウズラのエサ
飼料の種類　幼すう用、うずら（産卵中のものは除く）用飼料
製造業者の名称及び住所　〇〇飼料株式会社
〇〇県〇〇市1丁目2番3号
製造事業場の名称および所在地　〇〇飼料株式会社
〇〇県〇〇市1丁目2番3号
正味重量　1kg
成分表　粗たんぱく質　〇%以上
粗脂肪　〇%以上
カルシウム　〇%以上
⋮　⋮

硫酸コリスチンを添加した飼料は、こちらに記載されています。

含有する飼料添加物の名称及び量

硫酸コリスチン　〇g／トン　、ビタミンA、ビタミンD_3、ビタミンE、ビタミンB_1、ビタミンB_6、葉酸・・・

原材料名等

原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類 植物性油かす類 こうこう類 ⋮	〇% 〇% 〇% ⋮	とうもろこし、マイロ（小麦） 大豆油かす、なたね油かす フスマ ⋮

(注)1. 原材料名は、原則として配合割合の大きい順である。
2. （　）内の原材料は原料事情等により使用しないことがある。

写

事　務　連　絡
平成 30 年４月 13 日

各都道府県畜産主務課長　殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて（補足事項）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

硫酸コリスチンについては、本年７月１日より飼料添加物としての使用が禁止となることについて、昨年末に別紙１により、関係者への周知をお願いしたところです。

新年度を迎え、硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料の使用禁止まで３か月足らずとなりましたので、改めて、関係者への周知及び指導をお願いいたします。その際、当該飼料は、うずら用等として、ホームセンター、ペットショップ、ネット通販事業者（ＥＣ事業者）等においても販売されていますので、最終的な販売業者が、できるだけ速やかに販売を中止できるよう、販売業者に対するご指導をよろしくお願いします。また、必要に応じ、最終的な販売業者から購入者に対し、７月１日以降は使用できないことを伝達するよう、ご指導をよろしくお願いします。

なお、飼料製造団体及び飼料販売業者等には、別紙２のとおり依頼していることを申し添えます。

※別紙１及び２省略

写

事　務　連　絡
平成 30 年４月 13 日

各飼料製造団体の長　殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料安全基準班担当）

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて（補足事項）

平素より、飼料安全行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

硫酸コリスチンについては、本年７月１日より飼料添加物としての使用が禁止となることについて、昨年末に別紙により、硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料（以下「コリスチン添加飼料」という。）の製造を遅くとも３月末までに終了すること、さらに可能な限り終了を前倒しすることをお願いしたところです。

新年度を迎え、使用禁止まで３か月足らずとなりましたので、改めて、関係者への周知等をお願いいたします。その際、コリスチン添加飼料は、うずら用等として、ホームセンター、ペットショップ、ネット通販事業者（ＥＣ事業者）等においても販売されていますので、貴会及び貴会会員等から、最終的な販売業者が、できるだけ速やかに販売を中止できるよう、取引先（最終的な販売業者及びそれに至る中間の業者を含む）に確実に周知いただくようお願いいたします。また、必要に応じ、最終的な販売業者から購入者に対し、７月１日以降は使用できないことを伝達するよう、ご指導をよろしくお願いします。

※別紙省略

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについて

ー薬剤耐性対策を進めるため、抗菌性飼料添加物の指定を見直していきますー

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」のことです。抗菌剤の使いすぎなどにより増加し、**人や動物の治療を困難**にします。

この問題は国際的な重要課題となっており、わが国は平成２８年４月に今後５年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）を決定しました。

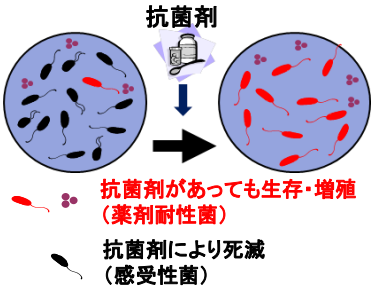

薬剤耐性問題と畜産との関わりは?

抗菌剤は動物用医薬品のほか、**家畜の増体や飼料効率の向上**のために飼料に混ぜて与える**飼料添加物**として、使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

コリスチンとは？

畜産分野では**コリスチンは、飼料添加物として「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」**のため、動物用医薬品として、豚（４月齢以下）及び牛（６月齢以下）の細菌性下痢症の治療に使用されています。

平成２９年１月、食品安全委員会は硫酸コリスチンの飼料添加物としての利用は**人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価**しました。

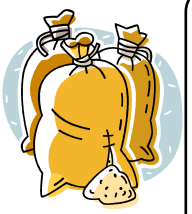

飼料添加物に関するリスク管理措置

飼料添加物としての抗菌剤についても、**できるだけ限定的に使用する**とともに、**人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある**ものは使わないことが必要です。

農林水産省は、食品安全委員会のリスク評価において**人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた抗菌剤**については、**飼料添加物としての指定を取消す**ことを決定しました。

そのため、人の健康に悪影響があると評価された**コリスチンの飼料添加物としての指定を取消し、使用を禁止します（平成３０年７月１日予定）**。

また、コリスチンの使用を禁止した時に**農家段階でコリスチン添加飼料が残らないよう**、販売店や農家での在庫を使い切るように、**飼料工場での製造を前倒しで中止することを要請（通知）しました。**

コリスチンの使用禁止後、コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を使用すると**飼料安全法違反**となりますので、ご注意ください。

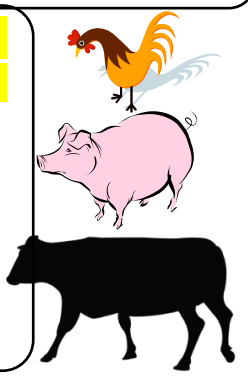

国産畜産物に対する消費者の皆様の信頼に応え、また家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

詳細は、農林水産省HPに掲載しています。 農林水産省　飼料安全 検索

http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/index.html